

互助会入会 のご案内

皆様の



を紡いでいけるように



互助会は『いざ』という時に安心な会員制度です。

月々、家計の負担が少ない掛金を積み立てておく事で、いざ必要となった葬儀を安心して執り行える積立式システムです。経済産業大臣の許可事業であり、審査・許可のもと指導・監督を得て営業している為、安心してご利用いただけます。中部日本互助会の会員様には、様々な割引や特典が付いています。

互助会は“物価の変動に強い”

互助会システムは前払式の積立方式です。契約中に物価が上がっても、掛金を値上げしたり役務内容を変更したりする事は一切ありません。また、積立の途中でもご利用でき、完納後の権利も永久に保証されているので安心です。

安心してご利用いただける“4つの保証”

役務提供の保証

物価が上がっても、契約内容は変わりません。掛金の途中でもご利用いただけます。契約対象外の役務サービスやグレードの高い内容、契約コースよりランクが上の役務サービスをご希望の場合は差額の費用をいただくことでご利用いただけます。

月掛金の保証

お預かりした月掛金の1/2に相当する額を、法務局・保証機関等と供託委託契約を締結し保全をしています。また、互助会加入者施行支援機構により、会員様の権利を守るための安心の制度があります。

完納後の権利の保証

月掛金の支払期間中にもご利用になれますが、完納後にご利用されるまで権利を永久に保証いたします。また、名義を変更することもできます。

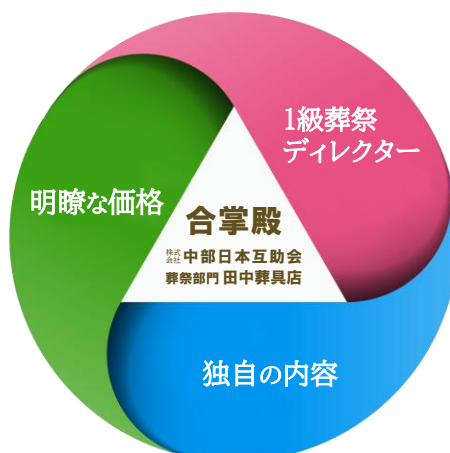
転居した場合の保証

中部日本互助会が加盟している、一般社団法人 全日本冠婚葬祭互助協会には、全国で約200社の加盟互助会があり、転居されてもお近くの同加盟互助会へ移籍することができます。
※ただし、移籍先の約款に従っていただきます。

従来の形式にとらわれる事なく、お客様と同じ目線に立ち細心のおもてなしとサポートをさせていただきます。

中部日本互助会の葬儀は、小規模葬から大規模葬などあらゆる葬儀に対応できるスタッフを揃え、「質」の高いご葬儀をお客様のご要望に合わせてご提供いたします。名古屋市・尾張旭市・清須市の計8か所に自社式場を運営しており、すべての式場に宿泊施設を完備しております。また、提携式場も多数ございますのでご希望の式場をご提案させていただきます。

わかりにくい専門用語をわかりやすい言葉と丁寧な説明でお見積りいたします。お客様のご予算に合った内容のご葬儀を提案させていただきます。



葬儀における会場設営や式典運営に至るまでの知識と技術が要求される資格者が半数以上在籍し、葬儀のプロが経験と知識を最大限に活かしたサービスをご提供いたします。

創業90余年、地域の皆様にご指導いただきながら、地域の伝統・風習に関する知識や経験を培ってまいりました。その知識や経験を活かしながら、ご遺族様の故人様に対する想いをカタチにし、独自の葬儀をつくりあげます。

互助会役務コース

葬儀

180,000円プラン

【3,000円コース】月々3,000円掛(60回完納)

祭壇 …………… 白木彫刻祭壇(5尺)の貸出(ただし、飾り付け場所によって変更
する場合があります)および飾付、両脇生花(一对分)
棺 …………… 棺(木目調)および棺まわり品(布団・枕・内張)
納棺用品 …… 納棺用品一式(仏衣一式)
骨壺類 …… 骨壺一式(骨壺、骨壺覆、風呂敷、分骨箱、位牌)
祭壇供物 …… 祭壇供物一式(ラクガン、乾物)
ローソク類 …… ローソク類一式
霊柩車 …… バン型霊柩車(同一市内に限る)
紙帳類 …… 紙帳類一式(香典帳、記録帳、会計帳、葬儀日時、受付、忌中、
葬儀案内、および筆記用具)

※施行時に消費税相当額をお預かりいたします。消費税相当額を含む支払総額は198,000円となります。
※詳しくは互助会約款をご覧ください。

幕類 …………… 祭壇後幕の貸出
受付用小道具 …… テーブル、椅子の貸出
焼香用具 …… 焼香台、焼香鉢、抹香、炭の貸出
司会 …………… 簡易進行およびマイク設備一式の貸出
会場設営 …… 貸出道具の設営
枕飾り …… 枕飾り一式
葬儀後の相談 …… 葬儀、法要に関する一切の相談
仏壇、仏具の相談 …… 仏壇、仏具購入の相談
諸手続 …… 死亡診断書から火葬許可証および埋葬許可証の手続き、
火葬場の時間の設定、霊柩車使用の手続き等のお手伝い

その他、上記のほかにもご希望に応じてご相談を承ります。

法事

60,000円プラン

【1,000円コース】月々1,000円掛(60回完納)

祭壇 …………… 法事祭壇一式の貸出
式場 …………… 指定式場の貸出(施設使用料)

その他、左記のほかにもご希望に応じてご相談を承ります。
※施行時に消費税相当額をお預かりいたします。消費税相当額を含む支払総額は66,000円となります。
※詳しくは互助会約款をご覧ください。

葬儀式場

▶ **小幡中合掌殿** 名古屋市守山区小幡中2丁目24-25

▶ **守山合掌殿** 第1ホール
第2ホール 名古屋市守山区町南8-6

▶ ファミリーホール
FAMILY HALL **たなか** 名古屋市守山区新城9-12

▶ **良福寺会館** 本館
別館 尾張旭市印場元町1丁目15-19

▶ **にし合掌殿** 名古屋市西区名西1丁目24-16

▶ **清須合掌殿** 清須市西田中本城50

役務サービス等を提供する施設については、弊社の都合により改廃する場合があります。
※その他提携式場等もございます。詳しくはスタッフまでご確認ください。

株式会社中部日本互助会

契約約款

(令和8年2月1日より適用)

加入を希望される方は、この約款の内容をよく読んでお申し込みください。

(株)中部日本互助会(以下「当社」という。)と、互助会加入者(以下「加入者」という。)とは、下記に定めるところにより、互助会契約(以下「契約」という。)を締結します。

第1条(契約の目的)

この契約は、加入者が将来行う葬祭及び第三役務に備え、所定の月掛金を前払いで支払うことにより、加入者は、葬祭及び第三役務に係る役務サービス等の提供を受ける権利を取得し、当社は、加入者の請求により、葬祭及び第三役務に係る役務サービス等を提供する義務を負うことを目的とします。

なお、この契約は、葬祭及び第三役務に係る役務サービス等の提供を目的としたものであり、銀行等の金融機関への預金と異なり、お預かりする月掛金に利息は発生しません。

第2条(目的の範囲)

目的の範囲を、次のとおりとします。

- (1) 葬式のための施設の提供、祭壇の貸与その他のサービスの提供及びこれに付随する物品の給付並びにその取次ぎ。
- (2) 葬祭に付随する法事に係る役務サービス等の提供(第三役務)及びその取次ぎ。

第3条(加入の申込み、約款の交付・再交付)

- 1 当社に加入されたい方は、当社の定めるところにより、加入申込書に必要事項を記入し、署名捺印の上、一回以上の月掛金に相当する予約金を添えてお申し込みになれば加入できます。その際、当社は、約款を説明の上、書面にてお渡します。約款は提供する役務サービス等の内容や取引条件が記載されたものですので、大切に保管してください。
- 2 第1項にかかわらず、加入申込者又は代理若しくは媒介をする者(以下「加入者等」という。)が、以下に掲げる反社会的勢力(暴力、威力と詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する集団又は個人)に該当する場合は、加入できません。
 - (1) 「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第2条第2号に掲げる暴力団、同条第6号に掲げる暴力団員(暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。)
 - (2) 暴力団関係企業、暴力団準構成員
 - (3) 総会屋等
 - (4) 社会運動標ぼうゴロ
 - (5) 政治活動標ぼうゴロ
 - (6) 特殊知能暴力集団等
 - (7) その他前各号に準ずる団体又は個人
- 3 加入者等が第2項に掲げる反社会的勢力に該当する事実が認められた場合には、催告なく、この契約を解除します。
- 4 本約款を紛失等されたときには、加入者からその旨の申出があれば、速やかに再交付します。なお、再交付の手数料として1通につき550円(消費税込)を申し受けます。

第4条(名義変更)

- 1 加入者の申し出による名義変更
加入者の申し出による名義変更(利用権、解約返戻金請求権を含む。)については、あらかじめ当社の承諾を得て変更することができます。手続きの際には、加入者証及び加入者、譲受人双方の印鑑が必要です。なお、この変更が加入者の意思によることを確認するため、加入者の本人確認書類が必要となる場合があります。
- 2 相続による名義変更

相続による名義変更については、加入者証及び相続人を確認するための書類（戸籍謄本、遺言書、遺産分割協議書及びその他相続人全員の同意書など）をご提出いただくとともに、相続発生の実状を確認するための書類（除籍謄本）をご提示いただくことにより可能です。

なお、相続人が解約を申し入れる場合も、（事前に）名義変更手続を行っていただく必要があります。

3 第1項及び第2項の場合、名義変更手数料として550円（消費税込）を申し受けます。

第5条(加入者証の発行)

当社は、第3条の加入申込書により所定の手続きを行い、速やかに当社の加入者であることを証する「加入者証」を加入申込者にお渡しします。加入者証は、役務サービス等の提供を受ける際に必要ですので、それまで大切に保管してください。なお、所定の手続き終了時において第3条の予約金は、月掛金に充当します。

第6条(加入者証の再発行)

加入者証を紛失されたときは、加入者からその旨の届出があれば再発行します。手続きには印鑑が必要です。この場合、旧加入者証は無効となります。なお、再発行の手数料として1通につき550円（消費税込）を申し受けます。

第7条(住所変更等の届出)

- 1 加入者が、住所その他連絡先を変更された場合には、速やかに当社まで届出てください。なお、この届出を怠った場合には、当社が知った最終の住所又は居所あてに発した通知は、通常到達するために要する期間を経過したときに加入者に到達したものとみなします。また、連絡先等が変更となり、当社に届出がない場合には、役務サービス等の提供が受けられない場合もありますのでご注意ください。
- 2 契約金額を完納されている105歳以上の加入者が第1項に定める住所変更等の届出を怠ったために当社からの連絡が不能となっている場合、当社より「契約失効予告通知書」を送付し、到達後60日経過後に契約を失効させる場合がありますのでご注意ください。

第8条(領収書の発行)

月掛金のお支払いの都度、当社は所定の領収書を発行します。但し、銀行振込又は郵便振替の場合には、その受領書を以て、また銀行等口座振替の場合は、通帳への記載を以て領収書に代えさせていただきます。

第9条(契約金額、月掛金の額、支払方法等)

契約金額、月掛金の額、月掛金の回数及び期間、支払方法、支払時期は、次のとおりとします。

コース	一口の契約金額	月掛金の額	月掛金の回数及び期間	支払方法	支払時期
A 葬祭	180,000円 コース	毎月3,000円	60回60カ月	口座振替(銀行、郵便局) ・持参	毎月末日限り 取扱金融機関指定日 ※但し、休日に当たる場合は、 翌営業日
B 第三役務	60,000円 コース	毎月1,000円	60回60カ月	口座振替(銀行、郵便局) ・持参	毎月末日限り 取扱金融機関指定日 ※但し、休日に当たる場合は、 翌営業日

但し、施行時に消費税相当額をお預かりいたします。

消費税相当額を含む支払総額は、Aコース198,000円、Bコース66,000円となります。

第10条(役務サービス等の内容)

契約金額に対し、当社が提供する役務サービス等の内容は、別記のとおりです。

第11条(役務サービス等の提供)

- 1 加入者が月掛金を1カ月以上払い込んだ以降においては、当社は、加入者から請求があり次第、打ち合わせにより取り決めた日にこの契約に従って、役務サービス等の提供をします。ただし、契約金額完納前の場合、加入者は契約金額の残額を一括払いしていただく必要があります。また、この約款に基づく契約が成立した日から、6カ月以内に役務サービス等を提供する場合には、180,000円コースは26,400円(消費税込) 60,000円コースは8,800円(消費税込)の早期利用費をお支払いいただきます。
利用権は、加入者の承諾により、あらかじめ登録されている同居の家庭内で利用(又は行使)できます。なお、登録されたご家族のご利用に際しては、加入者からの請求が必要となります。
- 2 加入者が役務サービス等の提供を請求する場合、加入者証をご提出いただきます。その際本人確認書類のご提示をいただく場合があります。
また、お亡くなりになった加入者のための葬式にかかわる役務サービス等については、喪主又は喪主に準ずる方からの加入者証のご提出があった場合に提供します。
この場合、加入者からの請求を受けて役務サービス等の提供を行ったものとみなします。
- 3 契約時からの年数が経過し、契約した役務サービス等の貸与・物品の給付ができない場合には、施行時の役務サービス等の中から契約時の品目の物品と実質的に同等な物品を代替して提供するものとします。
- 4 役務サービス等を提供する施設については、弊社の都合により改廃する場合があります。
- 5 葬式のコースを契約した方が第三役務のコースをご利用される場合又は第三役務のコースを契約した方が葬式のコースをご利用される場合は、次の方法により提供します。
 - (1) 第2条(1)の役務サービス等に係る契約をされた加入者が、同条(2)に係る役務サービス等の利用を希望される場合は、ご利用される金額について別途補填していただくことによりご利用いただけます。この場合、当初の契約に基づく役務サービス等の提供は、引き続き受けられます。
 - (2) 第2条(2)の役務サービス等に係る契約をされた加入者であっても、ご利用される金額の不足分を別途お支払いいただくことにより、同条(1)に係る役務サービス等を利用することができます。

第12条(契約以外の役務サービス等の提供及び費用の決定時期)

加入者が、都合により「加入されたコースの役務内容の対象となっていない役務サービス等の提供又はこの契約の対象となってもグレードの高い内容の役務サービス等の提供」又は「加入されたコースよりランクが上のコースの役務サービス等の提供」を希望されることにより、契約金額以外に費用が発生する場合には、当社はその費用の決定について、役務サービス等の提供に先立ちあらかじめ必要な内容を説明し、加入者に了解を得ることとします。

但し、その費用については、加入者にご負担していただきます。

第13条(月掛金終了後の取り扱い)

当社は、加入者が月掛金の支払いを終了した場合には、書面郵送または手渡しにより終了したことを通知します。なお、月掛金の支払終了後もこの契約に定める役務サービス等の提供を受けるまで、利用権利は保存されます。

第14条(営業保証金等の前受金保全措置)

当社は、割賦販売法により、毎年3月31日及び9月30日基準日までに加入者からお預かりした月掛金残高の1/2に相当する額について、前受金保全措置を講じる事が義務付けられており、次の機関と営業保証金の供託及び前受業務保証金の供託委託契約を締結し保全をしています。

営業保証金供託先(法務局)

名古屋法務局(名古屋市中区三の丸2-2-1)

前受業務保証金供託委託契約受託者

大垣共立銀行守山支店(名古屋市守山区東山町12-29)

但し、上記の機関については、当社の都合により変更する場合がありますので、ご確認に際しては、当社の相談窓口にご直接お問い合わせください。

第15条(加入者の権利保護)

当社が、割賦販売法第27条（前受金保全措置を講じなかったとき、契約締結の禁止命令を受けたとき、許可を取り消されたとき、営業を廃止したとき、破産手続開始、再生手続開始又は更生手続開始の申立てがあったとき、支払を停止したとき）に該当することとなった場合は、一般社団法人全日本冠婚葬祭互助協会に設置された「互助会加入者施行支援機構」に加盟している他の互助会に移籍されて移籍先互助会の約款に従って役務サービス等の提供を受けることができます。又は、加入者が他の互助会に移籍をされない場合には、月掛金残高について第14条による営業保証金及び前受業務保証金から弁済を受けることもできます。

第16条(移籍)

- 1 加入者が、当社の営業地域外に転居された場合、その転居地を営業区域とする他の互助会が存在し、かつ、その互助会が移籍加入を引き受ける場合に限り、加入者の希望により、移籍の手続きをします。但し、移籍後は、移籍先互助会の約款に従っていただくこととなります。なお、当社が提供する役務サービス等の内容と移籍先互助会が提供する役務サービス等の内容は異なることがあります。
- 2 加入者保護のため、「互助会加入者施行支援機構」に加盟している他の互助会が、加入者が当初加入した互助会の契約上の権利・義務を承継し、役務サービス等提供を行う場合があります。この場合、移籍先互助会の約款に従っていただくこととなります。なお、当社が提供する役務サービス等の内容と移籍先互助会が提供する役務サービス等の内容は異なることがあります。

第17条(契約の解除)

- 1 加入者の都合により、月掛金の支払いを中断する場合は、中断してから5年を経過するとこの契約を解除することができます。
 - (1) 中断してから5年を経過後、当社が20日以上の間を定めてその支払いを書面で催告してもなおお支払いが無いときは、当該期間満了日の翌日をもってこの契約を解除します。
 - (2) (1)により、契約を解除した場合、当社は解約返戻金の振込口座を確認の上、月掛金残高から所定の手数料を差引いた第4項の返戻金表記載の金額を解約返戻金として、確認が取れた口座に契約解除の日から45日以内で振り込みます。口座の確認に際しご回答が無い等で、口座の確認が取れない場合には、解約返戻金は当社にて預かります。
 - (3) 加入者の解約返戻金を請求する権利は、契約の解除から5年間請求がない場合には消滅します。
- 2 この契約は、加入者の申出により解約することができます。解約とは、契約期間中の契約解除をいい、解約の申出があった日とは、第3項の書類の提出があった日をいいます。この場合当社は、月掛金残高から所定の手数料を差引いた第4項の返戻金表記載の金額を解約返戻金として、解約の申出があった日から45日以内に、原則として加入者本人の口座に振り込みます。

但し、第2条(1)の役務サービス等に係る契約をされた加入者が同条(2)に係る役務サービス等をご利用された場合の解約返戻金は、当初の契約金額で算出した返戻金から、利用された役務サービス等の金額で算出された返戻金を差し引いた金額となります。

- 3 解約手続きは、ご本人確認のため、原則として当社の本社で行います。
 - (1) 必要書類は、自署による解約申込書、加入者証、また原則として本人の印鑑（加入申込書に押印した印鑑）又は月掛金の引落口座の印鑑が必要です。
 - (2) 本人を確認させていただくため、原則として次の物のうち、いずれか一つが必要です。運転免許証、各種健康保険証、各種年金手帳、パスポート等

- (3) 加入者本人以外（ご家族・代理人）による解約の申し出及び取立委任については、確認のために委任状、加入者本人の印鑑証明書及び必要書類を提出していただく場合があります。
- (4) 加入者本人の死亡に伴う相続人からの解約申し入れの場合は、第4条第2項により、事前に名義変更を行っていただく必要があります。

4 解約返戻金は下記の表の金額となります。

返戻金表 Aコースの場合（3,000円×60回＝180,000円）

支払回数	1回	2回	3回以上60回まで	60回(終了後)
返戻金	なし	3,000円	毎回3,000円を加える	177,000円

返戻金表 Bコースの場合（1,000円×60回＝60,000円）

支払回数	1回～3回	4回	5回以上60回まで	60回(終了後)
返戻金	なし	1,000円	毎回1,000円を加える	57,000円

生活保護法に基づく生活保護を受けられることとなった場合の解約については、証明書が必要となります。この場合、月掛金残高全額を加入者本人に直接お返しします。また、解約返戻金を口座振込させていただく場合に、振込手数料の実費をいただきます。

第18条(損害賠償の額)

加入者は、互助会事業の廃止等当社の責に帰すべき事由により、契約の目的を達することができなくなったときは、この契約を解除することができます。この場合、当社は加入者の月掛金残高に法定利率を乗じた金額を加え、遅滞なく加入者に金銭でお支払いします。

第19条(営業地域)

当社が役務サービス等の提供を行う地域は、名古屋市・一宮市・瀬戸市・春日井市・犬山市・江南市・小牧市・稲沢市・尾張旭市・岩倉市・豊明市・日進市・清須市・北名古屋市・東郷町・長久手市・豊山町・大口町・扶桑町・津島市・愛西市・弥富市・あま市・大治町・蟹江町・飛島村・半田市・常滑市・東海市・大府市・知多市・阿久比町・東浦町・南知多町・美浜町・武豊町・岡崎市・碧南市・刈谷市・豊田市・安城市・西尾市・知立市・高浜市・みよし市・幸田町・豊橋市・豊川市・蒲郡市・新城市・田原市・設楽町・東栄町・豊根村・一色町・吉良町・幡豆町の地域とします。

第20条(お問い合わせのご相談窓口)

この契約についてのお問い合わせ等は、次の場所で行っています。

株式会社 中部日本互助会 総務部
住 所 名古屋市守山区新城9-12
電 話 (052)791-1811

また、下記のとおり一般社団法人 全日本冠婚葬祭互助協会に契約者相談室が設けられていますのでお気軽にご相談ください。

一般社団法人 全日本冠婚葬祭互助協会 契約者相談室
住 所 東京都港区西新橋1丁目18番12号 COMS虎ノ門6階
フリーダイヤル 0120-034-820

第21条(個人情報の取得、利用に関すること)

当社は、本約款に基づく互助会契約に係る施行、月掛金の受領・管理、宣伝印刷物及び契約内容に関するご案内の送付等、営業案内、葬祭に係る関連業務の利用目的を達成するため、個人情報（加入者の氏名・住所・契約番号・契約コース名・金融機関振替口座・加入者の月掛金残高・年令・生年月日・電話番号・e-mailアドレス・施行利用状況・家族の氏名等）をあらかじめ書面により加入者の同意（確認書）を

得て取得、利用します。

また、保有する個人情報の安全管理のために必要かつ適切な組織体制の構築及び社内規程の策定を行います。

第22条(第三者提供に関すること)

- 1 当社は、あらかじめ本人の同意を得ることなく、個人情報を第三者に提供することはありません。但し、次の場合は除きます。
 - (1) 法令に基づく場合
 - (2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
 - (3) 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
 - (4) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき
- 2 次の場合において、個人情報の提供を受ける者は、個人情報の提供にあたりあらかじめ、本人の同意を得るべき第三者に該当しないものとします。
 - (1) 業務委託に伴う個人情報の委任（第21条に規定する利用目的の達成に必要な範囲に限る。）
 - (2) 合併等による事業の継承に伴う個人情報の提供（合併等後も合併等する前の利用目的の範囲内の利用に限る。）
 - (3) 個人情報をグループ企業等で共同利用する場合（共同利用者の範囲、利用する情報の種類、利用目的、情報管理の責任者の名称等について、あらかじめ本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いている場合に限る。）

第23条(宣伝印刷物の送付等営業案内の停止に関すること)

加入者は、宣伝印刷物の送付等営業案内の停止の申出をすることができます。

停止の申出は、第25条に記載の（個人情報に関するお問い合わせ）先までご連絡ください。

第24条(個人情報の開示・訂正・利用停止等に関すること)

- 1 加入者は、当社に対して加入者自身の個人情報及び第三者提供に関する記録を開示するよう請求ができます。ただし、開示することにより、本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合、当該個人情報取扱事業者の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合、又は、他の法令に違反することとなる場合には、その全部又は一部を開示しないことができます。
- 2 加入者は、当社が保有する個人情報が事実でないときは、当該情報の訂正、追加又は削除の請求ができます。
- 3 加入者は、当社が、加入者の個人情報について、加入者の同意を得ずに目的外利用した場合、違法又は不当な行為を助長・誘発するおそれがある方法で利用した場合、または、偽りその他不正の手段により取得していた場合は、当該個人情報の利用の停止又は消去を請求することができます。
- 4 加入者は、当社が、第22条1項に反する第三者提供を行っていた場合は、当該個人情報の第三者への提供の停止を請求することができます。
- 5 加入者は、当社が、加入者の個人情報について、利用する必要がなくなった場合、個人情報の重大な漏洩、滅失又は毀損（要配慮個人情報の漏洩等、財産的被害のおそれのある漏洩等、不正の目的によるおそれがある漏失又は毀損（要配慮個人情報の漏洩等、財産的被害のおそれのある漏洩等、不正の目的によるおそれがある漏洩等、1,000件を超える漏洩等）が生じた場合又はそのおそれがある場合、その他個人情報の取り扱いにより加入者の権利・利益が害されるおそれがある場合には、当社に対し、加入者自身の個人情報の利用停止又は消去、並びに、第三者への提供の停止を請求することができます。
- 6 当社は、本条に定める各請求を受けた場合、これに対する調査結果や判断等を、当該加入者に対して遅滞なく通知します。

7 本条に定める各請求は、第25条に記載の（個人情報に関するお問い合わせ）先までご連絡ください。

第25条(個人情報に関するお問い合わせ)

宣伝印刷物の送付等営業案内の停止の申出や個人情報の開示・訂正・利用停止等の加入者の個人情報に関するお問い合わせは、下記の当社総務部までお願いします。

株式会社 中部日本互助会 総務部(部長)
〒463-0056 名古屋市守山区新城9-12
TEL(052)791-1811

クーリング・オフについて

1. 訪問販売で互助会の加入申込みをされた場合、又は契約をされた場合本書面を受け取られた日を含む8日間を経過するまでは、書面（ハガキ、封書等）又は電磁的記録（電子メール等）により無条件で加入申込みの撤回又は契約の解除を行うこと（以下「クーリング・オフ」という。）ができ、その効力は当該書面等を下記連絡先あてに発信した日（郵便消印日付等）から発生します。なお、クーリング・オフの通知に要する費用については、加入申込者又は加入者の負担となります。
＜ 連絡先 株式会社 中部日本互助会 総務部 ＞
住 所：〒463-0056 名古屋市守山区新城9-12
メールアドレス：toiawase@memorable-angel.com
U R L：https://memorable-angel.com/
2. クーリング・オフを行った場合は、
 - (1) クーリング・オフに伴う損害賠償及び違約金の支払いを請求されることはありません。
 - (2) すでに予約金等をお支払いいただいている場合には、速やかにその全額の返還を受けることができます。この場合返還に要する費用は当社が負担します。
 - (3) 互助会契約に基づきすでに役務サービス等の提供を受けた場合当該役務サービス等の対価その他の金銭の支払義務はありません。
3. なお、ご葬儀の施行に係る役務サービス等の提供を受けた場合特定商取引に関する法律第26条第4項第2号（特定商取引に関する法律施行令第15条第4号）によりクーリング・オフを行うことはできませんので、予めご了承ください。
4. 上記のクーリング・オフの行使を妨げるために当社が不実のことを告げたことにより誤認し、又は威迫したことにより困惑してクーリング・オフを行わなかった場合は、当社から交付するクーリング・オフ妨害の解消のための書面を受け取られた日を含む8日間を経過するまでは書面又は電磁的記録によりクーリング・オフを行うことができます。

消費税についての取り扱い

この契約約款に係る消費税は、10%です。

- (1) 消費税は、役務を利用された時（施行時）にお預かりします。
- (2) 手数料、早期利用費等が発生した場合は、その発生時にその時の消費税率でお預かりします。
なお、消費税率の変更など本取り扱いと法令とが異なることとなった場合には、法令が本取り扱いに優先して適用されますのでご了承ください。

この印刷物は、一般社団法人 全日本冠婚葬祭互助協会の監修済みです。
(監修日 令和 7 年 12 月 12 日 監修番号No. 4-03920)

葬祭利用Aコース(180,000円コース)

○ = 契約役務(無料) × = 契約外役務(有料)

葬儀		
	項目	ご利用内容
○	祭壇	白木彫刻祭壇(5尺)の貸出(ただし、飾り付け場所によって変更する場合があります) および飾付、両脇生花(一対分)
○	棺	棺(木目調)および棺まわり品(布団、枕、内張)
○	納棺用品	納棺用品一式(仏衣一式)
×	ドライアイス等	ドライアイス・消臭剤
○	骨壺類	骨壺一式(骨壺、骨壺覆、風呂敷、分骨箱、位牌)
○	祭壇供物	祭壇供物一式(ラクガン、乾物)
○	ローソク類	ローソク類一式
×	遺影写真	遺影写真一式
○	霊柩車	バン型霊柩車(同一市内に限る)
×	式服	喪服、モーニング、W礼服の貸出
×	仏前供物類	生花、枕花、霊前灯、果物籠
○	紙帳類	紙帳類一式 (香典帳、記録帳、会計帳、葬儀日時、受付、忌中、葬儀案内、および筆記用具)
○	幕類	祭壇後幕の貸出
○	受付用小道具	テーブル、椅子の貸出
○	焼香用具	焼香台、焼香鉢、抹香、炭の貸出
○	司会	簡易進行およびマイク設備一式の貸出
○	会場設営	貸出道具の設営
○	枕飾り	枕飾り一式
×	式場	式場の貸出
×	搬送業務	死亡地から安置先までの遺体運搬等
×	供車	マイクロバス、タクシー等
×	死亡広告	新聞による死亡広告
×	礼状	会葬礼状等
×	庭飾	庭園の飾付および天幕の貸出
×	納棺処理等	納棺処理および汚物処理
×	料理等	まんじゅう、助六寿司、出立ち料理、精進落とし料理、酒、ビール、ジュース等
×	供養品等	返礼品、香典返し品、引物等
×	アシスタント等	セレモニーアシスタント、警備員等
○	葬儀後の相談	葬儀、法要に関する一切の相談
○	仏壇、仏具の相談	仏壇・仏具購入のご相談
○	諸手続	死亡診断書から火葬許可証および埋葬許可証の手続き、火葬場の時間の設定、 霊柩車使用の手続き等のお手伝い

その他、上記のほかにもご希望に応じてご相談を承ります。

第三役務利用Bコース(60,000円コース)

○ = 契約役務(無料) × = 契約外役務(有料)

法事		
	項目	ご利用内容
○	祭壇	法事祭壇一式の貸出
○	式場	指定式場の貸出(施設使用料)

その他、上記のほかにもご希望に応じてご相談を承ります。

会員のみなさまの権利は二重保証、 だから安心してご加入いただけます。

「互助会加入者施行支援機構」により会員のみなさまの権利を守るために安心の制度があります。

月掛金は、割賦販売法により2分の1に相当する額を保全しています。

加入後互助会の事情により施行不能となった場合でも、支援機構の支援により他互助会が代わって葬儀等の役務サービスをお引き受けします。

(株)中部日本互助会は、経済産業大臣の審査・許可(経済産業大臣許可(互)第4040号)のもと、指導・監督を得て営業しています。

※詳しくは互助会約款をお読みください。


適用日/令和7年12月12日 監修番号 No. 4-03920号

 合掌殿グループ

経済産業大臣許可番号(互)第4040号 一般社団法人 全日本冠婚葬祭互助協会加盟

株式会社 **中部日本互助会**

〒463-0056 名古屋市守山区新城9-12 ☎ 052-791-1811
[HP]<https://memorable-angel.com/>

 葬儀のご依頼は365日24時間対応いたします。

葬祭部門 **田中葬具店**

〒463-0056 名古屋市守山区新城9-12 ☎ 052-794-1811
[HP]<https://tanaka-souguten.com/>